

山口県報

令和8年
9月24日
(木曜日)

目 次

○告示

特定収納事務に係る特定歳入等の指定（会計課）



山口県告示第三百四十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の七第二項の規定により、次のとおり特定収納事務を地方税共同機構に行わせることとした。

令和八年九月二十四日

山口県知事 村岡 政

- 一 特定収納事務に係る歳入等
地方自治法第二百四十三条の二の七第二項に基づく総務省令に定める方法により納付されるもの
- 二 特定収納事務を地方税共同機構に行わせることとした日
令和八年九月二十四日

令和八年九月二十四日
印刷
発行

発行人
所

山口県
知事
庁